2026年11月11日

各　位

会社名　株　式　会　社　カ　ー　リ　ッ　ト
（ＵＲＬ：https://www.carlit.co.jp）
代表者名　代表取締役兼社長執行役員　　金子　洋文
（コード番号4275 東証プライム）
問合せ先　経営企画部　広報・ＩＲ推進室長　　山本　孟
（ＴＥＬ：03-6893-7060）

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入及び自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社連結子会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）の従業員に対してカーリット従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与するインセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決定し、下記のとおり、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．本制度導入の目的及び理由

本制度は、当社グループの従業員に対して本持株会を通じて当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（普通株式）の取得機会を提供することにより、当社グループの従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることで、経営参画意識を高め、当社の株主との中長期的な価値共有を進めることを目的として導入するものです。

２．本制度並びに自己株式処分の概要

(1)払込期日	2027年３月26日
(2)処分する株式の種類及び数	当社普通株式26,190株　(注)
(3)処分価額	１株につき1,789円
(4)処分総額	46,853,910円　(注)
(5)処分方法	譲渡制限付株式を、第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがなされることを条件として、上記(2)に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割当の数が処分する株式の数となります。）。
(6)割当予定先	カーリット従業員持株会　26,190株 なお、対象従業員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申込みは受け付けないものとします。
(7)その他	本自己株式処分は、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当するため、有価証券通知書を提出いたしません。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社グループの従業員 970 名に対して、当社普通株式 26,190 株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社グループの従業員（以下、「対象従業員」といいます。）の数に応じて確定します。具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に１株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。

【本制度の概要等】

本制度においては、対象従業員に対して、当社グループから譲渡制限付株式付与のための特別奨励金（以下、「本特別奨励金」といいます。）として金銭債権（以下、「本金銭債権」といいます。）が支給され、対象従業員は本金銭債権を本持株会に対して臨時拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から臨時拠出された本金銭債権を取りまとめ当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の付与を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の１株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分を禁止すること（以下、「本譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償で当該株式の全部又は一部を取得することなどを含む、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において当該譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

なお、対象従業員は、本譲渡制限が解除されるまでの間、本持株会に係る持株会規程及び特株会運営細則等（以下、「本持株会規程等」といいます。）（注）に基づき、本持株会に拠出した金銭債権に応じて対象従業員が保有することになる譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下、「譲渡制限付株式持分」といいます。）については、本持株会から引出すことを制限されることとなります。

（注）本持株会は、本制度導入に係る取締役会決議後速やかに開催される理事会において、本制度に対応した本持株会規程等の改定を決議予定であり、当該改定は、当該理事会決議後の会員への周知発信後２週間を経過し、かつ、会員からの異議が本持株会の会員数の３分の１以下の場合に効力が発生する予定です。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象従業員から拠出された本金銭債権を現物出資財産として給付することで、本持株会に対して、当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）の概要は、下記「３．本割当契約の概要」のとおりです。本自己株式処分における処分株式数は、上記２.の（注）に記載のとおり後日確定しますが、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社グループの従業員 970 名の全員が本持株会に加入し、本制度に同意した場合には 26,190 株を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化の規模は、2026 年３月 31 日現在の発行済株式総数 22,940,600 株に対し 0.11％（小数点以下第３位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。）であり、2026 年３月 31 日現在の総議決権個数 228,127 個に対し 0.11％です。

なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る払込期日（以下、「本払込期日」といいます。）の前日までに改定された本持株会規程等の効力が発生すること、及び申込期間に当社と本持株会との間で本割当契約が締結される

ことを条件として実施されます。

３．本割当契約の概要

（１）譲渡制限期間

対象従業員は、本払込期日から 2030 年３月 31 日まで（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

（２）譲渡制限の解除条件

対象従業員が本譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除するものとします。

（３）本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、本譲渡制限期間中に、定年その他の正当な理由（やむを得ない理由に基づかない自己都合によるものはこれに含まれません。）により、本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会を含みます。）には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日（以下、「退会申請受付日」といいます。）において対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除するものとします。

（４）当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年その他正当な理由以外の事由（やむを得ない理由に基づかない自己都合によるものを含みます。）により本持株会を退会した場合、本持株会への拠出を休止した場合（拠出が困難な場合を含みます。産前産後休業・育児休業等のやむを得ない場合として本持株会が休会を認める場合を除きます。）、及び法令違反を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、各事由に該当した時点において、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得します。

また、当社は、本譲渡制限期間満了時点又は上記（３）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然にこれを無償で取得するものとします。

（５）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、本持株会がみずほ証券株式会社に開設した専用口座で管理されるものとします。また、本持株会は、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分について、対象従業員の有するそれ以外の会員持分と分別して登録し、管理するものとします。

（６）組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会、株式交付においては株式交付親会社となる株式会社の株主総会）で承認された場合には、本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限を解除するものとします。

４．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象従業員に支給された本金銭債権を出資財産として、対象従業員が本持株会に拠出して行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 11 月 10 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場に

おける当社の普通株式の終値である1,789円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的であり、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この処分価額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第３位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 （円未満切り捨て）	乖離率
１か月（2026年10月13日～2026年11月10日）	1,743円	2.64％
３か月（2026年８月12日～2026年11月10日）	1,916円	-6.63％
６か月（2026年５月11日～2026年11月10日）	2,128円	-15.93％

本日開催の取締役会に出席した社外取締役３名及び監査役３名は、上記処分価額について、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

５．企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25％未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以　上